

「みえ地物一番の日」キャンペーン実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県が県内の農林水産物生産者及び食品関連事業者等と連携し、農林水産物等の地産地消を推進する「みえ地物一番の日」キャンペーンを実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「みえ地物一番の日」キャンペーン（以下「キャンペーン」という。）とは、三重県が県内で行う県内産農林水産物やその加工品（以下「県産品」という。）等の消費拡大を図るための地産地消運動をいう。

- 2 協賛事業者とは、キャンペーンに賛同する三重県内の農林水産物生産者、農林水産物加工品製造業者、流通業者、食品小売業者等の事業者及び事業者団体等をいう。
- 3 サポーターとは、協賛事業者以外で県産品の生産・製造・流通・販売等に携わっていないが、キャンペーンに賛同し、自ら第6条に掲げる活動を実践する事業者及び事業者団体等をいう。

(キャンペーン)

第3条 三重県はキャンペーンを実施するため、次に掲げる取組みを行う。

- (1) 共通のキャンペーンキャッチフレーズ、期日等の設定
 - (2) キャンペーンへの参画呼びかけ
 - (3) キャンペーンのシンボルマーク、キャンペーンソング、ポスターの貸し出し
 - (4) 協賛事業者等に関する情報発信
 - (5) 協賛事業者間の連携促進
- 2 三重県は、キャンペーンを実施するに当たり、毎月第3日曜日及びその前日の土曜日を「みえ地物一番の日」として定め、前項の取組みを行うものとする。ただし、効果的なキャンペーンが継続できると認められる場合、協賛事業者及びサポーターは、前項に定める日以外の日を「みえ地物一番の日」として定め、次条第2項の取組みを行うことができる。

(協賛事業者)

第4条 知事はキャンペーンの実施にあたり、キャンペーンの趣旨に賛同する協賛事業者を登録することができる。

- 2 協賛事業者は次に掲げる取組みを行うことができる。
 - (1) 広報、宣伝等を通じた県民への情報提供
 - (2) 県の設定するキャンペーン名称、共通キャッチフレーズの使用
 - (3) キャンペーン期間中の県産品の意識的な取扱い
 - (4) キャンペーンに対応した供給面での協力

(5) その他キャンペーンの普及定着に必要な活動

(協賛事業者の登録手続)

第5条 協賛事業者の登録を希望する者は、別に定める「みえ地物一番の日キャンペーン参加登録申込書」を提出し、登録手続を行うものとする。

- 2 知事は、申込のあった各事業者の代表者及び連絡先、参加店舗等を登録するものとする。
- 3 登録された各事業者は、登録内容の変更又は取消を希望する場合には、速やかにその内容を、書面により届けるものとする。
- 4 知事は、キャンペーンの趣旨に著しく反する行為があった場合には、協賛事業者としての登録を取り消すことができるものとする。
- 5 知事は、第2項及び第3項に基づく登録等の内容について、公表するものとする。
- 6 知事は、第4項に基づく取消について必要と認める場合には、その内容を公表することができるものとする。

(サポーター)

第6条 知事はキャンペーンの実施にあたり、キャンペーンの趣旨に賛同するサポーターを登録することができる。

- 2 サポーターは次に掲げる取組みを行うことができる。
 - (1) 広報、宣伝等を通じた県民への情報提供
 - (2) 県の設定するキャンペーン名称、共通キャッチフレーズの使用
 - (3) 協賛事業者のキャンペーン活動支援
 - (4) その他キャンペーンの普及定着に必要な活動

(サポーターの登録手続)

第7条 サポーターの登録を希望する者は、別に定める「みえ地物一番の日キャンペーンサポーター登録申込書」を提出し、登録手続を行うものとする。

- 2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の登録手続きについて準用する。

(キャンペーン事務局)

第8条 キャンペーン事務局は、農林水産部フードイノベーション課に設置する。

(その他)

第9条 三重県はシンボルマークの使用基準その他必要な事項を別途定めることができる。

(附則)

- 1 この要領は、平成25年7月8日から施行する。
- 2 みえ地物一番の日推進連絡会議設置要領及びみえ地物一番の日キャンペーンサポーター

一登録要領は廃止する。

- 3 廃止前のみえ地物一番の日推進連絡会議設置要領において登録のあった会員は、第4条の登録があったものとみなす。
- 4 廃止前のみえ地物一番の日キャンペーンサポーター登録要領において登録のあったサポーターは、第6条の登録があったものとみなす。

「地物一番」シンボルマーク使用基準

（目的）

第1条 三重県産食材の取扱いを一斉にクローズアップするキャンペーン「みえ地物一番の日」の実施に当たり、シンボルマーク（以下「マーク」という。）の適正な使用を確保するため、使用基準を定めるものとする。

（図柄等）

第2条 マークのデザイン、縦・横の比率及び色は、別紙「シンボルマーク規格」のとおりとする。

2 前項に定める別紙「シンボルマーク規格」とは異なる規格でマークを使用する場合は、様式1により許可を得るものとする。

（マークの商標権）

第3条 マークに関する商標権は、三重県が所有する。

（マークの使用等）

第4条 マークは、次の各号に掲げる者が、キャンペーンの趣旨に則り、県民に対して「みえ地物一番の日」又は地産地消の意義について情報発信を行う際に、無料で使用できるものとする。

- 一 みえ地物一番の日キャンペーン実施要領に基づき会員登録した者
- 二 行政機関及び学校

2 個別商品にマークを使用する場合には、様式2によって知事に届け出るものとする。

但し、マークの表示は三重県産食材を利用した商品に限るものとする。

行政機関及び学校がマークを使用する場合は、任意の様式にて使用目的、対象物、使用開始時期、その他フードイノベーション課が求める事項を記載し、知事に届け出るものとする。

3 使用者は、キャンペーン対象食品（料理等）の産地表示の明確化に努めるなど、食品の表示に関する法令、景品表示法等を遵守しなければならない。

4 知事は、必要に応じ、使用者に対してマークの使用状況について、様式3による報告を求めることができるものとする。

5 使用者が社会通念上許容される範囲を超えてマークを濫用し、キャンペーンの趣旨が損なわれるおそれがある場合には、知事はマークの使用禁止を命じることができる。

（事故、苦情等の処理）

第5条 使用者は、マークの使用に伴い事故、苦情等が発生した場合、自らの責任のもとに、誠意をもって適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等について、知事はその責を負わないものとする。

(その他)

第6条 知事は、マークの適正な使用に関し、この他必要な事項については別途定めることができる。

附則

この基準は、平成15年11月28日から施行する。

この基準は、平成16年11月1日から施行する。

この基準は、平成17年3月18日から施行する。

この基準は、平成23年12月1日から施行する。

この基準は、平成24年4月2日から施行する。

この基準は、平成24年12月3日から施行する。

この基準は、平成25年7月8日から施行する。

この基準は、令和2年4月23日から施行する。

別紙「シンボルマーク規格」

1 カラー展開の場合

- (1) 三重のバックの赤は マゼンダ90×イエロー100のバランスです。
- (2) マークの中の白い部分は白指定とします。
- (3) 地物一番の字と縁取りは墨です。

2 単色展開の場合

- (1) 三重のバックの赤は BK50です。
- (2) マークの中の白い部分は白指定とします。
- (3) 地物一番の字と縁取りは墨です。

3 印刷素材の影響などにより、発色に技術的制限または経済的制限がある場合は、マークの中の 白い部分を印刷素材と同様の背景色（透明を含む）とすることを認めます。

4 縦横比率は以下のデータのまま、縮尺して下さい。

【基本形】



【横型】



【縦型】



様式1 (第2条関係)

「地物一番」シンボルマーク使用における規格変更使用許可申請書

年 月 日

三重県知事 へ

郵便番号
住所
氏名 印

(法人にあつては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の役職
及び氏名)

電話番号

「地物一番」シンボルマーク使用基準第2条の規定により、シンボルマークの使用規格変更に関する許可を申請します。

記

1 使用予定用途	使用品目、使用場面について
2 変更を予定しているシンボルマークの規格	マークの配色がわかるようにしてください。 包装資材全体の配色やデザインもわかるようにしてください。 ※必要に応じて使用内容のわかる資料(サンプル)を添付して下さい
3 連絡先 (名刺添付可)	担当者 役職・氏名(ふりがな) 所属部署 郵便番号 所在地 TEL FAX eメール

地物一番シンボルマーク 個別商品表示使用届出書

年 月 日

三重県知事 あて

郵便番号
住所
氏名

（法人にあっては、その事務所の所在地、
名称及び代表者の役職及び氏名）

電話番号

以下の通り、商品への「みえ地物一番シンボルマーク」表示を行いたいのので申請します。

連絡先 (名刺添付可)	担当者 役職・氏名(ふりがな) 所属部署 郵便番号 所在地 電話番号 FAX eメール
----------------	---

1	商品名	
	使用する 主な三重県産食材	※差し支えなければ使用割合もお書きください。 (例：三重県産小麦を50%以上使用など) 多種類あり記載が難しい場合は、代表的なもののみで結構です。
	使用開始時期	年 月頃から表示(予定)
2	商品名	
	使用する 主な三重県産食材	
	使用開始時期	年 月頃から表示(予定)
3	商品名	
	使用する 主な三重県産食材	
	使用開始時期	年 月頃から表示(予定)

※不足する場合は次頁へ。別様式で一覧表を添付いただいても結構です。

添付資料：パッケージのデザインなどが確定している場合は、その写しや写真など使用状況がわかる資料を添付してください。

○申込書提出先（申込書の送付は、郵送、FAX、eメールどれでも結構です。）

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部フードイノベーション課 あて

TEL：059-224-2395

FAX：059-224-2521

eメール：foods@pref.mie.lg.jp

様式3 (第4条関係)

「地物一番」シンボルマーク使用状況報告書

年 月 日

三重県知事 あて

郵便番号

住所名

氏名

印

(法人にあっては、その事務所の所在地、
名称及び代表者の役職及び氏名)

電話番号

「地物一番」シンボルマーク使用基準第4条の規定により、下記のとおり報告します。

記

使用用途	
連絡先 (名刺添付可)	担当者 役職・氏名(ふりがな) 所属部署 郵便番号 所在地 TEL FAX eメール

添付資料(具体名) : _____

※必要に応じて使用内容のわかる資料(チラシ、パンフレット等)を添付して下さい。